障がい福祉だより

佐世保市の障がい福祉の取り組みについてご紹介します

vol.17
2026.12

手話で話そう

1 何かお困りですか？
2 お手伝いすることはありますか？

1 あなた



困る



なに？



2 ねぇねぇ



手伝い



必要



ですか？



困っている聴覚障がい者を見かけたら声をかけてみてください



対応の例など詳しい内容を動画に掲載しています。

二次元コードを読み取って手話を覚えてみましょう

高次脳機能障害を知っていますか



見た目では分かりにくい障害です

高次脳機能障害は、**事故や病気などで脳に傷を受けたあと**に、**記憶する、集中する、段取りよく行動する、気持ちを調整する**ことなどが**難しくなる状態**です。外見からは分かりにくいため、「怠けている」「性格が変わった」と誤解されることがあります。

家庭で見られること

- **約束や用事を忘れやすい**
- **話に集中しにくい、混乱しやすい**
- **料理や片づけなどの段取りが難しい**
- **怒りっぽくなる、落ち込みやすくなる 等**

家族にできること

本人を責めるのではなく、「困っていることがあるのかもしれない」と受け止めることが大切です。**予定をメモやカレンダーで見えるようにする、やることを一つずつ伝える、静かな場所で話す**など、少しの工夫が安心につながります。

支援のための法律ができました

令和8年4月から「**高次脳機能障害者支援法**」が施行されました。この法律では、本人や家族が地域で必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備や理解を広げることが進められます。
一人で抱え込まず、気になることがあれば地域の相談窓口や医療・福祉の専門職に相談しましょう。家族や周囲の理解が、本人の暮らしやすさを支える力になります。

当事者会・家族会について

当事者会や家族会では、同じ経験をもつ人たちが情報交換をしたり、悩みを分かち合ったり、自分たちで企画してイベントや食事会などもしています。
同じ悩みを持つ本人や家族が安心して参加できる場です。
参加を希望する場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。



交流会で情報交換しました

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ

対象となる方に補償金等を支給します。

「**旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律**」が成立したことにより、同法に基づく補償金が対象となる方々へ支給されることとなりました。
詳細については、以下の二次元コードよりご確認ください。

旧優生保護法補償金等に係る特設ホームページ
こども家庭庁

お問い合わせ先
長崎県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
TEL095-895-2446

障がい者への虐待を防ぎましょう

障がいの特性に対する知識や理解の不足、障がい者の**人権に対する意識の欠如**等により、障がい者虐待が起こってしまうことがあります。

障がい者虐待には



❶身体的虐待（殴る、蹴るなど）
❷性的虐待（性行為の強要、わいせつな映像を見せるなど）
❸心理的虐待（怒鳴る、無視するなど）
❹放棄・放置（食事や排泄など必要な支援や介助を怠るなど）
❺経済的虐待（年金や賃金を渡さないなど）

5つのタイプがあります

もしかしたら虐待？と思ったらすぐに 障がい福祉課へご相談ください
あなたの通報が支援につながります



- 通報は**匿名**でも構いません。
- 通報者の情報が外部に漏らされることはないので、ご安心ください。
- 虐待であるか、**はっきりわからなくても通報できます**。
 市が虐待の有無を判断しますので、通報者自らが調査して虐待であるかどうかを認定する必要もありません。

ひきこもりは周囲の理解とサポートが必要です

ひきこもりは頑張りすぎた証。新たな生活をするためのエネルギーを蓄えている期間

ひきこもりの状態は、強いストレスや疲れから自分を守るために、人との関わりを減らしている場合があります。怠けているのではなく、これまで頑張りすぎた結果として起こることも少なくありません。多くの方が自分を責め、焦りや自己否定感、深い葛藤や不安を抱えながら、一人で苦しんでいます。



ご本人へ

辛い気持ちを抱えているなら、少しだけ勇気を出して誰かに話すことから始めてみませんか。
これからのことをゆっくり一緒に考えていきましょう。

ご家族へ

ひきこもりを否定せず、時間をかけて温かく見守ることが大切です。家族だけで抱え込まず、相談相手や仲間を見つけてください。
障がい福祉課では、**CRAFTという専門的な技法**を用いて、ご家族向けの**個別相談**を行っています。お気軽にお問い合わせください。

ひきこもり家族会（あのねの木）

ひきこもり状態にある方を抱える家族を対象に家族会を実施しています。

- 日時／毎月第3水曜日 10時～12時
- 会場／佐世保市福祉活動プラザ 会議室2
- 対象／ひきこもり状態にある方を抱える家族

〈主催：NPO法人 フリースペースふきのとう〉

相談機関

個別の相談もお受けしております。
関係機関へご相談ください。

佐世保市障がい福祉課
TEL0956-24-1111

NPO法人フリースペースふきのとう
TEL0956-25-6222

佐世保市社会福祉協議会
TEL0956-23-0265

長崎県ひきこもり地域支援センター
TEL095-846-5115

NPO法人フリースペース
ふきのとう
インスタグラム

「電話リレーサービス」・「NET 119」を知っていますか

電話リレーサービス

きこえない人ときこえる人（聴覚障がい者以外の人）との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。

※月額利用料のプランがあります。
別途通話料をご負担いただきます。

病院やお店への連絡や予約などいろいろなことにご利用できます。

右の二次元コードを読み取ってHPからご利用登録をお願いします。

日本財団電話リレーサービス

NET119



聴覚、音声機能または言語機能の障がいのある方を対象とした緊急通報システムです。

事前登録制で、必要な場所に救急車や消防車をスマートフォンで手間なく呼ぶことができる仕組みです。

※利用料は無料ですが、通信料が掛かります。（通信料はお使いの携帯電話会社や料金プランによって異なります）

※定期的に登録情報を更新する必要があり、失効すると通報できません。更新案内メールが届きますのでご対応をお願いします。

佐世保市消防局ホームページ
TEL0956-23-5121（代表電話）

福祉パスをご利用ください

心身障がい者（児）や精神障がい者（児）の社会活動への積極的参加のため、**佐世保市内を無料で乗車できる福祉特別乗車証（福祉パス）を交付**します。

※1年に1度の更新手続きが必要です。
※有効期間は交付日から1年後となり、有効期限の1か月前から更新手続きが可能です。※定期観光バス・高速バスは除きます。

次のいずれかの障がい者手帳をお持ちの6歳以上の市民の方が対象です

- 身体障害者手帳1～3級及び4級で下肢切断の方
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級

※施設入所者、入院されている方には交付できません。

交付手続き　新規・再交付（手続先：障がい福祉課、各支所、宇久行政センター）

必要なもの…
- ○身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳
- ○マイナンバーがわかるもの



※申請は代理の方でも行うことができます。（代理の方の身分を証明するものをお持ちください）
※新規交付の場合は、西肥バス窓口にて福祉パスを発行する際に預り金500円が必要です。
※紛失での再発行の場合は、西肥バスの窓口にて預り金500円と手数料520円を負担していただく必要があります。

更　新（手続先：西肥バスの窓口）

必要なもの…
- ○身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳
- ○福祉パス

※手帳をお持ちの方ご本人が窓口にお越しください

毎年12月3日～9日は障害者週間です

障がい福祉だより

vol.17　2026年12月特集号

〒857-0042 佐世保市高砂町5-1
佐世保市保健福祉部障がい福祉課
TEL.0956-24-1111（代表）　FAX.0956-25-2281
URL https://www.city.sasebo.lg.jp　E-mail syogai@city.sasebo.lg.jp